

特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)に係る届出書(訪問介護事業所)

事業所名	ひまわりヘルパー
異動等区分	<input type="checkbox"/> 1 新規 <input type="checkbox"/> 2 変更 <input type="checkbox"/> 3 終了
届出項目	<input type="checkbox"/> 1 特定事業所加算(Ⅰ) <input checked="" type="checkbox"/> 2 特定事業所加算(Ⅱ) <input type="checkbox"/> 3 特定事業所加算(Ⅲ) <input type="checkbox"/> 4 特定事業所加算(Ⅳ)

1. 体制要件(特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)共通)
 ※特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を取得する場合であって、「3. 重度要介護者等対応要件」②を選択する場合は、(6)～(9)に記載すること。

有・無

- (1) 個別の訪問介護員等・サービス提供責任者に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している又は実施することが予定されている。
- (2) 訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催している。
- (3) サービス提供責任者と訪問介護員等との間の情報伝達及び報告体制を整備している。
- (4) 訪問介護員等に対する健康診断の定期的な実施体制を整備している。
- (5) 緊急時等における対応方法を利用者に明示している。
- (6) 病院等(※)の看護師との連携により24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて指定訪問介護を行うことができる体制を整備していること。
- (7) 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。
- (8) 看取りに関する対応方針について、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜、見直しを行う。
- (9) 看取りに関する職員研修を行っている。

-
-
-
-
-
-
-
-
-

※「病院等」は「病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーション」を指す。

2. 人材要件(特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)共通)
 ※特定事業所加算(Ⅰ)を取得する場合は(1)及び(2)①、(Ⅱ)を取得する場合は、(1)または(2)①、(Ⅲ)又は(Ⅳ)を取得する場合は、(2)②または(3)に記載すること。

有・無

- (1) 訪問介護員等要件について
 下表の①については必ず記載すること。②・③についてはいずれかを記載すること
 可。

[前年度 前三月] における一月当たりの実績の平均
 ([]はいずれかの口を■にする)

	常勤換算職員数	
① 訪問介護員等の総数(常勤換算)	4.5 人	
② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)	1.9 人	→ ①に占める②の割合が30%以上
③ ①のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の総数(常勤換算)	2.3 人	→ ①に占める③の割合が50%以上

-
-

(2) サービス提供責任者要件について

サービス提供責任者	職員数		常勤換算職員数
	常勤	非常勤	
	3 人		
	1 人		0.1 人

①すべてが3年以上の介護業務の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者である。(なお、指定居宅サービス等第5条2項により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を配置していること。)

-
-

②指定居宅サービス等基準第5条第2項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所であって、同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同行に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。

(3) 勤続年数要件について

	常勤換算	
① 訪問介護員等の総数(常勤換算)	4.5 人	
② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数	0 人	→ ①に占める②の割合が30%以上

3. 重度要介護者等対応要件(特定事業所加算(Ⅰ)・(Ⅲ))
 ※①または②のいずれかが満たすものを記載すること。

有・無

- [前年度 前三月] における ([]はいずれかの口を■にする)
- ① 利用者の総数のうち、要介護4及び要介護5である者、認知症日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMである者並びにたんの吸引等が必要な者が占める割合が20%以上
 - ② 看取り期の利用者への対応実績が1人以上

-
-

備考1 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。
 備考2 平成25年4月以降は、「介護職員基礎研修課程修了者」とあるのは「旧介護職員基礎研修課程修了者」と、「1級課程修了者」とあるのは「旧1級課程修了者」と読み替える。
 備考3 「たんの吸引等が必要な者」は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、たんの吸引等の業務を行うための登録を受けている事業所に限り該当するものである。